

建設環境常任委員会会議記録（概要）

令和2年2月18日（火）

開 会 （午後1時0分）

【議 事】

○令和元年議案第101号「所沢市都市計画マスタープランの策定について」

谷口委員長

本日の進行等について確認を行うため、協議会を開催してよろしいか。

（委員了承）

休 憩 （午後1時2分）

（休憩中に協議会を行った。）

再 開 （午後3時35分）

谷口委員長

休憩中に川辺委員ほか1名、島田委員ほか3名からお手元にそれぞれ配付してありますとおり、令和元年議案第101号に対する修正案がそれぞれ提出されました。

これを本案と併せて議題とし、提出者からの説明を求めます。

【提出者からの説明】

川辺委員

メガソーラー所沢の記載について、山口地区から削り、小手指地区に加える修正案である。

修正箇所ごとにその理由を述べる。

8ページの序章 はじめに 3.改定の背景と要点 リード文中で、「内容が複雑化しています。」の次に「また、新たにLGBTや増加が予想される外国人労働者などへの配慮も街づくりの視点として必要です。」を加えるものである。その理由は、ライフスタイルの多様化には、LGBTの方や外国人労働者は含まれないと考え、今後の街づくりの視点にこうした新たな課題への対応が必要であると考え、明記するものである。

次に、13ページの第1章 概況と課題 1.本市の概況 (2)街の沿革中で「西武ライオンズや早稲田大学」を「西武ライオンズ（現埼玉西武ライオンズ）や早稲田大学、秋草学園短期大学」に改めるものである。その理由は、西武ライオンズについては正式名称に、秋草学園短期大学については現街づくり基本方針にも記述があることから明記するものである。

次に、18ページの第1章 1.本市の概況 (6)産業中「「ところざわサクラタウン」が」の次に「株式会社KADOKAWAによって」を加えるものである。理由は、ところざわサクラタウンの事業者を明示するものである。

次に、24ページ、25ページの第2章 基本方針中「ステキな」を「魅力的な」に改めるものである。理由は、「ステキな」という表現は主観的な要素が強く、行政文書において使用することに違和感があることから、委員会での質疑に対する答弁にあった「魅力的な」という表現に修正するものである。

次に、27ページの第2章 基本方針 3. 将来都市構造 (1)拠点の形成 ■交流拠点中「狭山丘陵の自然や」の次に「ボールパークをはじめとする」を加えるものである。理由は、集客施設の例示として、第6次総合計画の中にも記述があるボールパークを挙げることにより、より分かりやすくするため明記するものである。

次に、35ページの第3章 分野別方針 1. 土地利用 ■工業・産業系土地利用 (3)土地利用推進エリア中「土地利用を推進します。」の次に「さらに、市内中小企業の支援と大学との連携、若い起業家を育成することにより、地権者の合意をめざしながら地域の活性化を図ります。」を加えるものである。理由は、若い起業家や大学との連携に必要性、また、地権者との丁寧な合意形成が必要であることから、加えるものである。

次に、45ページの第3章 分野別方針 3. 環境 (3)エコロジカルネットワークの構築 ①エコロジカルネットワークの構築中「水辺やみどりを保全するとともに」を「水源地・水辺やみどりを保全するとともに」に改めるものである。理由は、生物多様性の環境を確保していくためには、河川の源である水源地を保全することが必要であり、水源地の保全はエコロジカルネットワークの基本であることから、明記するものである。

次に、46ページの第3章 分野別方針 3. 環境 (4)良好な生活環境の保全と推進 リード文中「や気候変動による集中豪雨の被害軽減」を「と整備」に改めるものである。理由は、例示されている項目と、集中豪雨の被害軽減とは関連性がなく、また、透水性舗装や地下水のかん養について

は、整備と表記することで対応できると考え、変更するものである。

次に、48ページの第3章 分野別方針 4. みどり (1)みどりの保全

①自然環境の保全中「湿地」を「水源地・湿地」に改めるものである。理由は、生物多様性の環境を確保していくためには、河川の源である水源地を保全することが必要であり、水源地の保全はエコロジカルネットワークの基本であることから、明記したものである。

次に、52ページの第3章 分野別方針 5. 活力・にぎわい (1)人が

集まる街づくり ②交流が生まれる街づくり中「空き地の活用」の次に「公共空間の利活用」を加える。理由は、公共空間の利活用とは、中心市街地や駅周辺の街なかの公園、道路、広場、オープンスペース等の公共空間でのマルシェ開催、キッチンカーでの販売等も該当するが、駅から距離のある椿峰中央公園において市民の力でつばきの森のマーケットが開催されている。このように公共空間の新しい活用方法はまさに人口減少時代における郊外の地域コミュニティのための新たな集いの場の創出となるものである。商店が近くにない住宅地において公園等を活用し販売活動を行うことはいわゆる買い物難民への対策も期待されることから、明記するものである。

次に、53ページの第3章 分野別方針 5. 活力・にぎわい (3)学び

と文化による街づくり中「(3)学びと文化による街づくり」を「(3)学びと文化・スポーツの推進による街づくり」に、「街なかでの学びの場や、文化を感じ、楽しめる空間」を「学びの場や、文化を感じ、スポーツを楽しめ

る空間」に改めるものである。同じく53ページの第3章 分野別方針

5. 活力・にぎわい (3)学びと文化による街づくり ②文化を楽しめる街づくり中「②文化を楽しめる街づくり」を「②文化とスポーツを楽しめる街づくり」に改め、②文化を楽しめる街づくりに次のように加える。

「●スポーツを楽しめる街づくりを進めます。」。理由は、スポーツは文化に含まれるものと理解しているが、市の組織においては市民部文化芸術振興課と教育委員会のスポーツ振興課に文化・芸術とスポーツを担当する組織が分かれていて、スポーツを明記する方が市民とともに市役所の担当も理解しやすいと思われる。また、今後の公共と民間におけるハードとしての施設の整備は音楽や芸術関連の場合、野外を満喫するスタイルもあるが、多くの方は駅周辺などの利便性のよい場所に整備されることを望んでいる。しかし、スポーツ関連施設は、広い面積を必要とすることから、市街化調整区域内の土地利用を求める強い意見もある。以上から、将来の土地利用の可能性の視点からも、スポーツを明記したものである。「街なかでの」の表記については、①教育関連施設の立地で、「私立学校の誘致をはじめ」との記載があり、現在の候補地は市街化調整区域にある土地であることから、街なかとの表記に疑問がある。また、スポーツ施設は街なかに限らず整備すべきものと考え、文化やスポーツを楽しむことは街なかに限定する必要はないと考え、「街なかでの」を削るものである。

次に、54ページの第3章 分野別方針 6. 暮らし リード文中「インフラの老朽化」を「インフラやマンションの老朽化」に改めるものであ

る。理由は、マンションの老朽化対策は、20年後には大きな社会問題となることは自明である。都市計画マスタープランは、20年後を見据えた計画であることから、早めの対応を記す必要があると考え、明記するものである。

次に、54ページの第3章 分野別方針 6. 暮らし (1)良好な住環境づくり ②良好な住環境の形成や保全中「●倒壊の危険性があるブロック塀などは、早期改善を図ります。」を削るものである。理由は、すでに取り組んでおり、20年後も課題として残っていることが考えにくいことから、削るものである。

次に、59ページの第3章 分野別方針 7. 防災 (1)災害に強い街づくり ⑤避難場所などの整備に次のように加える。

「●災害時におけるマンホールトイレなどトイレの確保・管理ガイドラインの策定を検討します。」

「●小・中学校の体育館においてトイレの洋式化を進めるとともに、エアコンの設置を検討します。」。理由は、市長公約にもある、トイレの洋式化と複数の議員が一般質問等でも取り上げているエアコンの設置を加えるためである。

次に、63ページの第3章 分野別方針 8. 景観 (2)歴史・文化的景観の保全中「民俗芸能を継承し」の次に「、織物のまち・航空発祥の地の関連施設を含め」を加えるものである。理由は、市内には織物のまち、航空発祥の地に関連した施設が点在している。その中には、文化財として価

値の高いものやその価値が理解されていないものがある。これらの施設を残していく努力が必要と考えますので、このことを明記するものである。

次に、80ページ、81ページ、82ページの第4章 地区別方針 2. 地区別の街づくり (1)所沢地区中「神明社」を「所澤神明社」に改めるものである。理由は、正式名称とするため修正をするものである。

次に、81ページの第4章 地区別方針 2. 地区別の街づくり (1)所沢地区 ①土地利用中「などの活用」を「、文化会館跡地及びその周辺は、街なかのみどりの創出、市民の憩い、防災の拠点、文化とスポーツの推進、健康づくりを念頭において、活用」に改めるものである。理由は、旧市役所跡地及び文化会館跡地については、所沢市議会平成18年第4回定例会において、所沢地区町内会連合会会長を代表とした請願「所沢地区体育館を建設願いたき件」が全会一致で採択されている。また、令和元年12月12日に所沢地区の14自治会長から要望書「所沢地区に公園設置願いたき件」が「所沢地区体育館を建設願いたき件」を含めて市長に提出されている。これは地域住民を代表した願いである。また、所沢地区は高層マンションが林立していることと、狭い路地に面した古い家屋がいまだに多くあり、新旧の住宅が混在している人口密度の高いエリアであり、避難場所も不足しがちな地域である。一方、まちづくりセンターは指定避難場所に該当しておらず、また、フォーラスタワー火災時には、旧市役所跡地がマンション住民の避難所に活用された。近年の豪雨・台風による大規模な被害は全国各地で同様な規模の被害が発生する可能性を示しており、今後

おける東川の溢水の可能性は高くなった。この点から、特に防災拠点の整備が必要であり、東川に面する中心市街地にある旧市役所庁舎跡地、文化会館跡地は防災、減災施策を講じることができる貴重な市有地である。また、所澤神明社の境内にある緑や東川に面する旧市役所庁舎跡地、文化会館跡地及びその周辺は街なかのみどりの創出、市民の憩い、文化とスポーツの推進、健康づくりにふさわしい場所であり、水とみどりがつくるネットワーク計画（案）においても同様な内容が記載されていることから、街なかのみどりの創出、市民の憩い、防災の拠点、文化とスポーツの推進、健康づくりを念頭において活用の検討を進める必要があることから、明記したものである。なお、34ページの■商業系土地利用（1）商業・業務ゾーンの2項目目にある「旧市役所跡地などの有効活用」については、原案のとおりとしていることから、この修正は、旧市役所庁舎跡地等において、にぎわい、交流、民間活力の導入を完全に排除した考えではないものである。

次に、81ページの第4章 地区別方針 2. 地区別の街づくり（1）所沢地区 ②道路・交通中「●交通渋滞や所沢駅東西の分断を解消するため、都市計画道路所沢駅ふれあい通り線と西武新宿線・池袋線との立体交差化を進めます。」を「●交通渋滞や所沢駅東西の分断を解消するため、都市計画道路所沢駅ふれあい通り線と西武新宿線・池袋線との立体交差化を進めます。

●所沢駅前に大型商業施設が開業することに伴い、予想される渋滞に対

し、適切な対策を進めます。」に、「歩行者空間として整備を進めます」を「歩行者空間として整備を進め、にぎわいの創出への活用を図ります」に改めるものである。理由は、所沢駅前の大型商業施設は、中心市街地の活性化に寄与することはもちろんのこと、それに伴い渋滞も懸念され、市民生活にも影響が出るおそれがあり、その対策の必要があると考え、明記するものである。

次に、85ページの第4章 地区別方針 2. 地区別の街づくり (2)並木地区 ①土地利用中「若松町地区は、土地区画整理事業などによる都市基盤」を「若松町地区の土地区画整理事業については、地権者の合意をめざし、都市基盤」に改めるものである。理由は、丁寧な合意を目指してほしいことから、明記したものである。

次に、97ページの第4章 地区別方針 2. 地区別の街づくり (5)小手指地区 ③環境に次のように加える。「●メガソーラー所沢による再生可能エネルギー創出の取り組みを進めます。」。併せて101ページの第4章 地区別方針 2. 地区別の街づくり (6)山口地区 ③環境中

「●メガソーラー所沢による再生可能エネルギー創出の取り組みを進めます。」を削るものである。理由は、小手指地区に記載すべきものが山口地区に記載されていることから、修正するものである。

次に、105ページの第4章 地区別方針 2. 地区別の街づくり (7)吾妻地区 ②道路・交通に次のように加える。「●バス路線の維持・改善・充実をめざします。」。理由は、吾妻地区は、所沢駅周辺に位置する

住吉と北秋津、所沢駅と西武園駅にバスが運行されている松が丘は、交通便利性のよいエリアと感じられ、アンケート等の調査では吾妻地区におけるバス路線に対する要望が比較的少ないものとする。しかしながら、吾妻地区は、住吉、北秋津、松が丘だけではなく、久米、荒幡においてはバスの利便性を向上できる余地がある。ららぽーと富士見が開設した折には、バス路線が拡充された実例がある。既存の東武バス路線だけではなく、西武バス、国際興業バス、ライフバスの新規バス路線が運行され、利便性が向上した。また、西武鉄道とともに、広域集客型商業施設を整備する予定の住友商事系列の住商アーバン開発が運営しているテラスモール松戸では、小金原団地コース、矢ヶ崎コースと住宅街に無料巡回バスを運行している。これらの事例を踏まえると、所沢駅西口土地区画整理事業において、計画されている広域集客型商業施設、ショッピングモールが開設されることはバス路線が維持・改善・充実を図る絶好の機会であるとする。さらに、マチごとエコタウン構想、思わず歩きたくなる街づくりの実現のためにも公共交通としてのバスの維持・改善・充実が必要と見え、明記するものである。

【修正案に対する質疑】

村上委員

佐野委員にお聞きするが、この都市マスタープランをそもそも総合計画との整合性、いわゆる整開保といわれる埼玉県が策定している所沢都市計画に即していなければならないことがうたわれている。総合計画との関係

では、総合計画の基本計画と実施計画と書き分けたときに、基本的には総合計画に即した形での都市マスタープランであると考えているが、例えば、総合計画の実施計画の中でも記載がないような学校のエアコンというものをこういった都市マスタープランに入れ込むことについてのお考えを伺いたい。

佐野委員

都市マスタープランは、私の中では予算に絡む、絡まないではなく、街づくりの大方針であると考えている。エアコンを記載したところで予算に絡むものではないと認識している。

村上委員

実施計画に踏み込んでいないということか。

佐野委員

そのとおりである。

村上委員

35ページの第3章分野別方針 1. 土地利用 ■工業・産業系土地利用 (3)土地利用推進エリアのリード文に「さらに、市内中小企業の支援と大学との連携、若い起業家を育成することにより、地権者の合意をめざしながら地域の活性化を図ります。」という文言が加えられているが、これは、土地推進エリアの中に限ったことでこのような文言を加えるのか。三ヶ島区域のなかで必要なものなのか。そもそもこれは政策的な話であり、産業政策にかかわる話であるので、ある意味では具体的な土地の方針、工

業地区の方針としてはミスマッチとを感じるがいかがか。

佐野委員

そこまで細かくこだわっていないが、必ずしも三ヶ島地区に限定する必要はないと思うが、今、三ヶ島地区の中でもいろんな企業家を誘致する必要があるとの思いで、修正の意見に反対するものではない。

村上委員

85ページの 第4章 地区別方針 2. 地区別の街づくり (2)並木地区 ①土地利用の修正であるが、原案では「若松町地区は、土地区画整理事業などによる都市基盤の整備を進めます」としているが、修正案の「若松町地区の土地区画整理事業については」とした場合には、主語が変わり、土地区画整理事業のことだけをここで記載することとなるが、若松町自体の土地利用については、どのように考えているのか。

佐野委員

あくまでも、地権者の合意を目指すことを大きな目標として、加えるものである。

村上委員

いわゆる都市マスタープランの基本構想の部分にかかわるものであるが、24ページ、25ページの第2章 基本方針中「ステキな」を「魅力的な」とする変更については、この都市マスタープランは、そもそも約8回の改定委員会の中で検討されている。改定委員会において「ステキな」という言葉については多くの時間を割いて議論をされている事実につい

ではご存じかと思うが、このことについては、改定委員会でも大きな期待を持って今回の改定の大きな目玉として捉えている部分がある。その他市民のワークショップでも、市民間でもいろいろと議論され、肝となるところの「ステキな」を「魅力的な」と変更するに当たり、改定委員会等での議論については、佐野委員はどのように考えているのか。

佐野委員

「ステキな」という表現については、改定委員会でも賛成、反対があったと思うが、疑問符が付くという声が多かったことから、修正したものである。市民の意見を反映して、順次文言を変えていく必要があると考えている。

村上委員

改定委員会においては、様々な意見があったが、最終的には「ステキな」という表現を採用している。この改定委員会での議論の結論である「ステキな」という文言は必要ないという考えか。これはあくまでも基本構想であって、今後20年間の所沢市の都市計画としての大きな将来像に関わる話であるが、改定委員会等いろんな市民を巻き込んだ議論は傾聴する必要はないという考えか。

佐野委員

そういったことが俎上に上がってきて、委員会において、さらに本会議において修正されるものと考えている。その中での修正であると考えている。そうでなければ、修正する必要はなく、全て原案どおりとすればいい

のである。わざわざ委員会で審査をするのであれば、議会において市民の意見を反映しなければならないという思いで修正をするものである。修正をすることは自然なことであると考えている。

村上委員

佐野委員は、都市計画マスタープランをこの建設環境常任委員会で審査することは、修正ありきで進んでいくことが重要と考えているということか。

佐野委員

修正ありきではないが、修正しなければならない、修正すべきであることをつまびらかにするための委員会であると認識している。

松本委員

島田委員、荻野委員、平井委員、佐野委員それぞれに聞くが、当初から議会に付託された都市計画マスタープランの策定については、委員会での議論においても申し上げたが、20年間の土地利用であるという観点が私どもの会派の考え方にある。修正案の中に、個別具体的な内容で、分野別、地区別の箇所が多くみられるが、分野別、地区別に具体的に入り込んでしまうと、自分の地元でない地区の修正については、はたして地域の市民の声がどの程度、代表である議員の意見につながっているのかという点について、議員は責任をとれるのかという思いがある。議員の前に市民であるという立場で、所管課が各地区のヒアリングをした際に、私も自分の地区に参加したが、地区から相当多くの意見が出されていた。参加者は少な

ったが、その中でも非常に関心のある市民が地区のことをおもんばかって
いろいろな意見を言っていたという経緯も見ている。その中で、先ほど村上
委員が述べていたように、それらの場を踏んで改定委員が議論をして、あ
るいは職員が部・課を超えて意見交換をして、これだけのものを積み上げ
てきた。そういった前提に立つ私としては、出された修正案について、読
み取れない訳ではないが、そこまで修正をして、コンクリートしなくても
よいのではないか。20年間の土地利用であるという大前提でいけば、そ
の時その時の時代の流れ、その時その時の地域の意見、声を反映して逐条
的に街づくり、土地利用がされていくものと思う。細かく否定をすること
はいかなるものか。個人的には、分野別や地区別については、参考資料と
することが、このマスタープランのあるべき姿なのではないかと考えてい
る立場である。都市マスタープランに対する考え方について、伺いたい。

島田委員

この都市計画マスタープランは、街づくりの基本的な考え方であること
は理解している。全体を見たときに、松本委員が言ったとおりで、細かい
ことではなく、大枠しか記載がないということであれば、このような修正
案となったかどうかということについては、違ってくると思うが、いろい
ろ委員会での審議を通じ、議案においてかなり個別具体的な記載があるこ
とも事実である。そうであるならば、私としても、必要であると考えら
るものについては、追加や修正をすることもよいと考えている。また、修正を
しようがしまいが、議決をした責任が議会にはある。議会基本条例でも議

決事件を規定したとおり、わざわざ入れ込んでいることから、きちんとよりよいものにしたいという思いで修正を提案した。

平井委員

島田委員と同じであるが、原案にもブロック塀のことなど、細かいことがいっぱいあって、これだけ書いてあるのだから、私たちももっと自分たちの街づくりの観点から入れるべきことは入れたほうがよいということ、議会としてどうなのかと問われたときに、全て、全部をよしとしないのであれば、修正をしてよりよいものにしたいという思いである。細かいことを入れ過ぎというのであれば、原案の細かな記載はどうなのか。反対に、松本委員に伺いたい。

荻野委員

島田委員、平井委員に重なるところがほとんどであるが、そもそも私の認識としては、昨年7月に特定事件で取り上げたときに、都市計画マスタープランは具体的な計画ではなく、あくまでも大きな方向性を示す基本的な方針という認識はあるが、実際に議案として提出されたものについては、かなり具体的なものも含まれているので、松本委員の考えも分かるが、議会としては限られた審査時間の中で、少しでもよいものを目指したいという気持ちで、修正の意見を提案し、また、他の修正意見についても尊重するという立場で今回の修正動議を発議したものである。

佐野委員

不足している部分があるのであれば、修正をしていくことは、委員会の

俎上に上がってきたものの処理の仕方だと考え、より素敵なプランになればよいとの思いで、修正したものである。

松本委員

執行部で細かい記載をしたのは、一つの例示としている捉え方である。我が会派でも細かな部分で修正をすべき項目は山ほどあるが、それは違う場面ですべきだと考えている。

【修正案に対する質疑終結】

【意見】

村上委員

令和元年議案第101号「所沢市都市計画マスタープランの策定について」公明党を代表し、我が会派から提出した修正案であるメガソーラーの記述について、正しい小手指地区に記述する修正案及び修正部分を除く原案について賛成という立場で意見を申し上げます。

初めに、都市計画マスタープランを審議するに当たって、議会として留意しなければならない点について確認をしなければならないと考えている。都市マスタープランは都市計画法第18条の2に基づいて策定されたものであり、所沢市が今後進めていく都市計画の基本的な方向性や考え方が記載されているということを確認した上で、審議を深めることが重要だと考えている。あわせて、第6次所沢市総合計画と埼玉県都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる整開保に即していなければならない、これらのものとの整合性が重要であると考えている。分野別方針や地区別

方針については具体的事業を記載する目的で策定されているものではないということを理解しなければならないと考えている。このマスタープランは尾崎晴男東洋大学総合情報部教授を委員長とする学識・有識者による8回にわたる改定委員会での議論をはじめ、市民アンケートや検討会議でのワークショップ、パブリックコメントなどを経て策定されている。その意味で、修正ありきの議論は多くの関係者のご努力やご苦勞を鑑み、厳に慎むべきものと考えている。特に、所沢市の将来都市像については、その最たるものだと考えている。少子高齢化の問題、社会情勢などについては、個別具体的な計画の中で議論されるべきものと考えている。また、予算の調製及び提出は、地方公共団体の長に属する権限であり、議会の側には地方自治法第109条第6項ただし書、第112条第1項ただし書、第149条第2項によれば、認められていない。今回の議案は直接的な予算提案ではないが、修正案の内容が予算の増額につながりかねない修正については慎重であるべきと公明党では考えている。最後になるが、都市マスタープランが、市域を越えた広域的な視点も踏まえた上で、本市の都市計画の基本的な考え方や方向性を示すものであることを鑑みると、地区の課題解決のために必要となる施策を記載する地区別方針については、議決の対象となる全体像とは別に、都市マスタープランの別添の付属資料として構成されることが望ましいとの意見を添えて、我が会派が提出した修正案及び修正部分を除く原案に賛成いたします。

松本委員

令和元年議案第101号「所沢市都市計画マスタープランの策定について」、自由民主党を代表して、賛成の立場で意見を申し上げます。20年に1回という長い期間での改定であることから、二元代表制である議会がチェックをし、内容のあるマスタープランとすることは大賛成であるが、先ほど来申し上げているとおり、20年の土地利用の大まかな計画を策定するものであって、個別具体的なことは、第6次総合計画や年4回の議会を通して、その時その時に応じて、街づくりに関する質疑することや予算措置をすることなど多々あることから、20年間のこの計画についてはアバウトなものでよいものと認識している。したがって、今回についてはも公明党の意見にもあったように、それぞれの場を踏んで、それぞれの意見を聞き、あるいは改定委員会の委員の熱のこもった議論を拝見し、さらには、策定に至るまでの職員のご苦労等々を考え、議案を読み込んだ際には、地区の間違っているところはあるが、それほど修正に値するものではない。我々としては原案に賛成いたします。

【意見終結】

谷口委員長

令和元年議案第101号の採決に入るに先立ち、採決の方法について申し上げます。本案につきましては、川辺委員ほか1名から、島田委員ほか3名から、それぞれ修正案が提出されておりますが、別個のものとみなし、それぞれの修正案について採決いたします。

【採 決】

島田委員ほか3名から提出された令和元年議案第101号に対する修正案については、挙手多数により、可決すべきものと決する。

谷口委員長

なお、ただいま島田委員ほか3名から提出された修正案が可決されたので、川辺委員ほか1名から提出された修正案については、一事不再議の原則により議決不要といたします。

【採 決】

令和元年議案第101号のうちただいま可決されました修正部分を除く部分については、挙手多数により、可決すべきものと決する。

散 会 （午後 4時24分）